

依頼したい建設事業者（工務店等）がある方

依頼する建設事業者は、飯山市の指定事業者から選定することになっていますが、

- ◆住宅を建てた建設事業者にお願いしたい。
- ◆なじみのある建設事業者にお願いしたい。
- ◆応急修理でない本格的な修理もお願いする建設事業者にお願いしたい。

など、『ご自身で手配した業者に依頼したい方』についても、工事をお願いすることができます。

ただし、飯山市が応急修理工事を依頼するには、所定の手続きをおこなう必要があります。確認を受けるだけで、特段の事情がない限り、手続きに日数は要しません。

■必要な手続きについて

下記の書類を提出して下さい。

- 住宅の応急修理指定業者登録願書
- 誓約書（飯山市暴力団排除条例に基づくもの）
- 建設業法の許可証等、業を行う上で必要となる資格の写し
個人の場合は運転免許書の写し等

必要書類を提出し、内容の確認を受け、適正と判断された場合は、「飯山市の住宅応急修理指定事業者名簿」に登載し、本事業がおこなえます。

なお、この手続きは、『災害救助法に基づく被災住宅の応急修理』についてのみ、飯山市と工事契約を締結できるものです。

ご相談は、飯山市移住定住推進課（電話 0269-62-3111）へ
（制度の詳細内容は市ホームページをご覧ください）